

(様式1:監理委員会への報告)  
民間事業者による対象公共サービスの実施状況

独立行政法人水産総合研究センター  
平成25年8月12日

1 対象公共サービスの事業名 (独)水産総合研究センターの施設の管理・運営業務				
2 対象公共サービスの内容 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎、船舶管理棟、海水取水ポンプ室、調査船係留桟橋(以下「中央水産研究所横浜庁舎等」という。)の建築保全業務・警備保安業務・清掃業務・植栽管理業務・自動ドア保守点検業務及びこれら業務の統括責任者業務				
3 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況				
事業所名:中央水産研究所 公共サービス実施民間事業者名:横浜建物管理協同組合・株式会社アート警備・横浜緑地株式会社・株式会社神奈川ナブコ共同事業体	平成24年4月～平成25年3月	確保すべき対象公共サービスの質	実績	実績の測定時期
本業務の包括的な質	快適性の確保	施設利用者アンケートの満足度(定量的な指標:70%以上)	90%	年1回のアンケート結果による
	品質の維持	本業務の不備に起因する当該施設における執務及び研究業務の中止回数(定量的な指標:0回)	0回	業務日誌等により随時確認
		本業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数(定量的な指標:0回)	0回	同上
	安全性の確保	本業務の不備に起因する施設利用者の怪我の発生回数(定量的な指標:0回)	0回	同上
	環境への配慮	省エネ法及び各種環境確保条例等を遵守し、温室効果ガス等の削減に努める。	セントラル空調設定温度の変更及び稼働見直し、ファンコイルユニットの稼働見直し、空調熱源(冷温水発生機)の台数制御等の節電対策により温室効果ガス等の削減に努めた。	平成24年度年間総括報告書により確認
各業務において確保すべき水準	統括責任者業務	中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務を円滑に遂行するために、仕様書に定める内容に基づき、監督職員と連携を図り、各業務間の連絡・調整を行うとともに、庁舎等の不具合等の連絡に対し迅速な対応を行う。	実行	業務日誌、平成24年度年間総括報告書等により確認
	建築保全業務	仕様書に定める内容に基づき、中央水産研究所横浜庁舎等の建築、電気設備、機械設備等の性能及び状態を常時適切な状態に保全するため、適切な点検、保守及び運転監視等を行う。また、関係法令に基づき義務づけられている必要な資料を作成する。	実行	同上
	警備保安業務	仕様書に定める内容に基づき、中央水産研究所横浜庁舎の警備業務及び防災管理、来所者の入退管理並びに受付業務等を行う。	実行	同上
	清掃業務	仕様書に定める内容に基づき、中央水産研究所横浜庁舎の庁舎内並びに敷地内の清掃を実施し、施設の快適な環境を維持する。	実行	同上
	植栽管理業務	仕様書に定める内容に基づき、中央水産研究所横浜庁舎及び船舶管理棟敷地内の植栽等を適切な状態に維持する。	実行	同上

	自動ドア保守点検業務	仕様書に定める内容に基づき、中央水産研究所横浜庁舎の自動ドアの性能及び状態を常時適切な状態に保全するため、保守及び適切な点検を行う。	実行	同上
(注記事項) 施設利用者アンケートは、年1回(平成25年2月)に実施し、目標回収率80%に対して実回収率は94%であった。				
<b>4 対象公共サービスの実施に要した経費(税抜)</b>				
平成24年4月～平成25年3月				
事業所名:中央水産研究所 公共サービス実施民間事業者名:横浜建物管理協同組合・株式会社アート警備・横浜緑地株式会社・株式会社神奈川ナブコ共同事業体				
支払額(定額分)			(平成24年度分)	70,475,000円
支払額(成果分)	増額			—
	減額			—
計			(平成24年度分)	70,475,000円
(参考)落札額			(平成24・25・26年度の3か年分)	213,000,000円
(注記事項)				

(様式2:監理委員会への報告)  
会計法令に基づく監督・検査の状況

独立行政法人水産総合研究センター  
平成25年8月12日

1 対象公共サービスの事業名

(独)水産総合研究センターの施設の管理・運営業務

2 対象公共サービスの内容

独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎、船舶管理棟、海水取水ポンプ室、調査船係留桟橋の建築保全業務・警備保安業務・清掃業務・植栽管理業務・自動ドア保守点検業務及びこれら業務の統括責任者業務

3 監督・検査の状況

平成24年4月～平成25年3月

事業所名:中央水産研究所

公共サービス実施民間事業者名:横浜建物管理協同組合・株式会社アート警備・横浜緑地株式会社・株式会社神奈川ナブコ共同事業体

監督・検査の状況

毎日の業務遂行状況については、当日若しくは翌日提出される業務日誌及び毎月翌7日までに提出される業務月報にて確認している。また、定期点検業務等については、完了の都度提出される定期点検完了報告書にて確認している。  
なお、会計規程類、契約において定めた事項について監督・検査を実施したところ、契約の解除や公共サービス改革法に基づく罰則の適用となる該当事項はなかった。

(注記事項)